

次のとおり、公募により企画提案を募集し、最良の提案をした者を、PPA 方式による電力供給契約の相手方として選定する手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和 6 年 2 月 1 3 日

北海道日高振興局長 生 田 泰

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

PPA 方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業

(2) 業務の目的及び内容

ア 目的

北海道（以下「道」という。）では、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しており、道の事務・事業における取組の一つとして、費用対効果を踏まえつつ、道有施設への再生可能エネルギー設備の導入を進めている。

この具体的な取組として、北海道日高合同庁舎の屋上等に太陽光発電設備を PPA 方式（発電事業者が自らの所有する太陽光発電設備を自らの費用により施設に設置し、維持管理をした上で、発電された電気を当該施設に供給する方式）により導入し、温室効果ガス排出を抑制することを目的とする。

イ 内容

「PPA 方式による北海道日高合同庁舎への太陽光発電設備導入事業 企画提案説明書（以下「企画提案説明書」という。）」のとおり

(3) 事業期間

事業期間は、太陽光発電設備の運転期間に、設置及び撤去・原状回復に要する期間を加えた期間とする。

太陽光発電設備の運転期間は、電力供給期間に試運転のための期間を加えた期間とする。電力供給期間は最長で 20 年とする。

(4) 契約に関する基本事項

ア 電力供給契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

イ 電力供給契約の期間は原則として 1 年契約とし、特段の意思表示等がなければ、翌年度も更新できるものとする。なお、更新については、1（3）に示す事業期間内に限るものとする。

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

(2) 単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者でないこと。

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 4 年 9 月 11 日付け局総第 461 号）第 2 第 1 項の規定による指名の停止を受けていないこと。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。

オ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
- カ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。
- (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- キ コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。企画提案書提出後のコンソーシアムの構成員の変更は認めない。
- ク コンソーシアムにおいては、コンソーシアムを構成する法人の間に明確な契約が存在すること。
- (3) 本事業と類似の事業履行実績を有すること。
 - (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。
 - (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - (イ) 第一種、第二種若しくは第三種電気主任技術者
 - (5) 設備の維持管理・保守点検を担当する法人は、浦河町内に拠点を有する、又は浦河町内の企業等と連携体制を取るなど緊急時の対応に万全の体制を取れること。

3 企画提案の評価基準

- (1) 技術提案
- (2) 実施体制
- (3) 地域貢献

4 手続き

- (1) 担当部局
北海道日高振興局総務課職員・財産係
〒057-8558 北海道浦河郡浦河町栄丘東通 56
電話番号：0146-22-9042（直通）
- (2) 企画提案説明書等の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
令和 6 年（2024 年）2 月 13 日（火）から同年 3 月 22 日（金）まで（日曜祝日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交付場所
(1) のとおり
なお、北海道日高振興局総務課職員・財産係のホームページからダウンロードすることができる。（URL：<https://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/a0002/>）
- (3) 参加資格申請書の提出期限、提出場所及び提出方法
 - ア 提出期限
令和 6 年（2024 年）2 月 27 日（火）午後 5 時
 - イ 提出場所
(1) のとおり
 - ウ 提出方法
持参（日曜祝日及び土曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）
- (4) 企画提案書の提出期限、場所、方法等
 - ア 提出期限
令和 6 年（2024 年）3 月 22 日（金）午後 5 時
 - イ 提出場所

(1) のとおり

ウ 提出方法

(3) ウと同じ

(5) ヒアリングの実施

企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する。

令和6年(2024年)3月28日(木)(時刻及び場所は別途通知する。)

なお、提出のあった企画提案書が5件を超える場合は、書類審査によりヒアリング対象者を上位5者に絞ることがある。企画提案書が1件でもヒアリングを実施する。

5 提案の無効等

(1) 公募型プロポーザル方式に参加する必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

(2) 参加資格申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。

イ 指定する様式等及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) ヒアリングに参加しなかった提案者の提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

道は、特定者と本事業に係る協定を締結し、特定者による現地調査等を経た上、別途財務会計法令の規定により電力供給に係る契約手続を行う。

8 その他

(1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書等による。